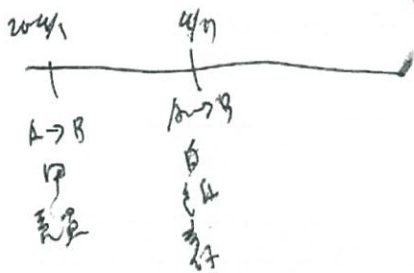
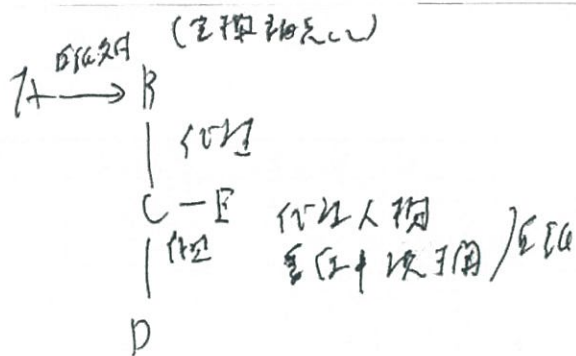


121

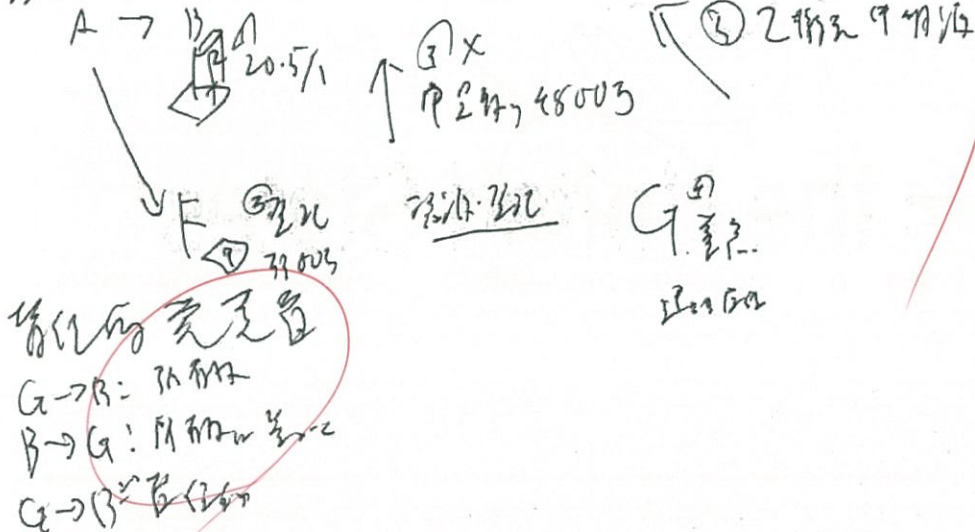


(18200)



E → A: 1722000 元  
A → E: 1092000 元  
E → A: 1092000 元  
A → E: 1092000 元

122



高知県のEPA  
2.1.17-1  
合計2000 good 2000

最終限.  
高知県、高知市の  
+2000 元、高知市の  
合計2000 元、高知市の

| 科目名   | 受講クラス | 学籍番号 | 氏名 | 採点 |
|-------|-------|------|----|----|
| 民法基礎1 | 2019  |      |    |    |

## 第1 設問1

1. Eは、Aに対し、EとC間の保証契約に基づき1000万円の債務支払請求をい  
 る。これに対し、Aは、Cに対し保証契約について代理権を授与しておらず、Eと  
 C間の保証契約は無権代理(119条)により無効であると反論することとする。  
 2. Aの反論に対し、Eは、Cの代理行為は表見代理(109条1項)にあたると主張し、  
 Eの責任を負うと再反論することとする。

(1) 109条1項の要件は、①代理権授与の表示、②代理権授与表示の範囲  
 内での代理行為、③相手方の善意無過失(109条1項ただし書)である。

(2) Eは、EとCは、Aの代理人と称して保証契約を締結していることから、  
 表見上の契約の締結といえる(①充足)。

しかし、Aは、Aから代理人欄、印、委任事項欄が空欄である。自筆委任状の交付を  
 受けており、これに基づき本件代理行為に及んでいる。Aは、Cに対し、甲土地売買契  
 約の締結に関し、自筆委任状を交付しているのに対し、Cは、Eとの間に保証  
 契約を締結していることから、代理権の範囲外の行為といえるように思われる。

しかし、Aは、代理人欄と委任事項欄が空欄である。自筆委任状を作成し、  
 二のふり広範な代理を成立せしめるよう自筆委任状を作成した本人に過失がある。  
 このため、相手方はこの自筆委任状と直連の信頼を置いて契約を締結しているとい  
 えるから、二のふり相手方の信頼を保護は必要である。

よって、本件の場合、代理権授与表示の範囲内の代理行為であると認める(②充足)。

ゆえに、Eは、(表見代理委任状の経緯について善意であり、相手方該委任状の範囲  
 内上、特に不自然な点は認められない)と主張し、EがCに対しAとの関係等について尋ねること  
 (③充足)に足り、過失がないといえる(③充足)。

(3) したがって、本件代理行為は、109条1項の要件を満たす。

3. 以上より、AはCの表見代りにして責任を負い、Eの請求は認められず。

## 第2. 争点2

~~1. 甲の所有権を、所有権に基づいて行使する甲の請求に対し、Bは、所有権を~~

1. まず、GはBに対し、Bは甲土地に好意占有を備えていると主張し、第三者であるGは  
その所有権を行使してはならない(177条)、と主張する。

2. 対して、Bは、Fは、118条の背信的悪意者にあたると主張し、Gは、この登記  
記録に基づいて主張することはできない、と反論するにすぎないから、認められない。

2. 背信的悪意者とは、実体法上の物権変動の下に、事実上知らざる者であり、したがって、  
その物権変動に基づいて登記の不存在を主張することが認められず、事実上の

第三者の主張である。177条の「第三者」との関係が分りにくいので、

(1) Fは、Aから甲土地を買収し、登記簿上、甲土地の所有権をFに移転し、建物にこの外  
観を現し、状態にあり、さらにFはBから甲土地を譲り受け、登記簿上、Fの所有権を  
移転し、さらに、Aに対し、Bからの横領を主張し、Fの所有権を主張し、Fは  
AからBに甲の所有権を移転した事実を知っていた者であるといえる。

1. まず、上記事情を知らず、いかにともかかわらず、Bに対し、自身から甲土地を買収し、価値を  
1000万円程度値上げした状態に甲の買収し、Fは、Bから甲土地を譲り受け、登記簿上、Fの所有権を  
移転し、さらに、Aに対し、Bからの横領を主張し、Fの所有権を主張し、Fは  
AからBに甲の所有権を移転した事実を知っていた者であるといえる。

(3) 以上より、Fは背信的悪意者にあたらず、

3. もともと、GはFから甲土地を買収しているところ、このように背信的悪意者からの取得者の  
場合には、登記の欠陥を主張してはならない。

(4) 背信的悪意者は、第三者であるとして主張してはならないから、第三者は客観的に位置づけ

※解答は左ページから書き始めてください。

乙 ページ

裏面へ

35

| 科目名 | 受講クラス | 学籍番号 | 氏名 |
|-----|-------|------|----|
|     |       |      |    |

| 採点 |
|----|
|    |

三段論法  
整理し直す  
お直し

仮定命題法...  $\neg A \vee B$  の形に書き換え、 $\neg A \vee B$  の真偽に依りて区別する。

(2)  $A \vee B$  の場合、 $A$  が真ならば  $B$  が真である。仮定命題法を用いて、 $A$  が真である場合、 $B$  が真であることを示す。

(3)  $A$  が真である場合、 $B$  が真であることを示す。仮定命題法を用いて、 $A$  が真である場合、 $B$  が真であることを示す。

4.  $A$  が真である場合、 $B$  が真であることを示す。仮定命題法を用いて、 $A$  が真である場合、 $B$  が真であることを示す。

5.  $A$  が真である場合、 $B$  が真であることを示す。仮定命題法を用いて、 $A$  が真である場合、 $B$  が真であることを示す。

6.  $A$  が真である場合、 $B$  が真であることを示す。仮定命題法を用いて、 $A$  が真である場合、 $B$  が真であることを示す。

7.  $A$  が真である場合、 $B$  が真であることを示す。仮定命題法を用いて、 $A$  が真である場合、 $B$  が真であることを示す。

8.  $A$  が真である場合、 $B$  が真であることを示す。仮定命題法を用いて、 $A$  が真である場合、 $B$  が真であることを示す。

9.  $A$  が真である場合、 $B$  が真であることを示す。仮定命題法を用いて、 $A$  が真である場合、 $B$  が真であることを示す。

10.  $A$  が真である場合、 $B$  が真であることを示す。仮定命題法を用いて、 $A$  が真である場合、 $B$  が真であることを示す。

11.  $A$  が真である場合、 $B$  が真であることを示す。仮定命題法を用いて、 $A$  が真である場合、 $B$  が真であることを示す。

12.  $A$  が真である場合、 $B$  が真であることを示す。仮定命題法を用いて、 $A$  が真である場合、 $B$  が真であることを示す。

13.  $A$  が真である場合、 $B$  が真であることを示す。仮定命題法を用いて、 $A$  が真である場合、 $B$  が真であることを示す。

14.  $A$  が真である場合、 $B$  が真であることを示す。仮定命題法を用いて、 $A$  が真である場合、 $B$  が真であることを示す。

15.  $A$  が真である場合、 $B$  が真であることを示す。仮定命題法を用いて、 $A$  が真である場合、 $B$  が真であることを示す。

16.  $A$  が真である場合、 $B$  が真であることを示す。仮定命題法を用いて、 $A$  が真である場合、 $B$  が真であることを示す。

17.  $A$  が真である場合、 $B$  が真であることを示す。仮定命題法を用いて、 $A$  が真である場合、 $B$  が真であることを示す。

18.  $A$  が真である場合、 $B$  が真であることを示す。仮定命題法を用いて、 $A$  が真である場合、 $B$  が真であることを示す。

19.  $A$  が真である場合、 $B$  が真であることを示す。仮定命題法を用いて、 $A$  が真である場合、 $B$  が真であることを示す。